

横地窓第 440 号

令和 5 年 (2023 年) 11 月 27 日

横須賀市個人情報保護運営審議会

委員長 今村 哲也 様

横須賀市長 上地 克明 印



住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について（依頼）

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第1項第2号の規定により、住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、依頼いたします。

事務担当 民生局地域支援部窓口サービス課

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（抜粋）

第 14 条 次に掲げる事項を担任するため、本市に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（1）省略

（2）特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。